

第 III 部

わが国防衛の三つの柱 (防衛の目標を達成するための手段)

第1章

わが国自身の防衛体制

第2章

日米同盟

第3章

安全保障協力

第1章

わが国自身の防衛体制

第1章

わが国自身の防衛体制

わが国自身の防衛体制の強化について、防衛大綱は、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として多次元統合防衛力を構築するとしている。

防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産とわが国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、わが国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟におけるわが国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、わが国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力におけるわが国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の下で、わが国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

また、防衛大綱においては、わが国の防衛力は、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するためとして、以下の6つの防衛力の果たすべき役割が掲げられている。すなわち、①平時からグレーゾーンの事態への対応、②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応、③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応、④大規模災害などへの対応、⑤日米同盟に基づく米国との共同、⑥安全保障協力の推進であり、これらの役割を、シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。

特に国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要であるとしている。

Q 参照 資料10 (自衛隊の主な行動の要件 (国会承認含む) と武器使用権限等について)

第1節

平時からグレーゾーンの事態への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「①平時からグレーゾーンの事態への対応」の考え方は次のとおりである。

平時からグレーゾーンの事態への対応においては、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港などを通じて平素からプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する。

また、全ての領域における能力を活用して、わが国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 (以下「常統監

Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance

視」という。) を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置などにより事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害する行為に対し、警察機関などとも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイルなどの飛来に対しては、常時継続的にわが国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

Q 参照 本章2節2項 (ミサイル攻撃などへの対応) 3章1節 (多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進に向けて)

1 わが国周辺における常続監視

1 基本的考え方

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位¹の面積となる領海（内水を含む。）及び排他的経済水域（EEZ）を有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監視を行っている。



警戒監視を行う陸自隊員

2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機²などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国28か所のレーダーサイトと早期警戒管制機³などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視をそれぞれ実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている⁴。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。このような警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

自衛隊の警戒監視により確認された主な事象については、例えば、12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣三島（魚釣島、南小島及び北小島）の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入⁵し、16（平成28）年6月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島北方のわが国の接続水域に初めて入域した。同年12月には、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を通過し、同空母の太平洋への進出が初



わが国周辺海域において警戒監視にあたる海自P-3C



24時間、365日警戒監視にあたる空自レーダーサイト

1 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位

2 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、見回することを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C及びP-1を、回転翼哨戒機としてSH-60J及びSH-60Kを保有している。

3 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、旅客機B-767をベースにしたE-767を運用している。

4 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

5 15（平成27）年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船がわが国領海に侵入してきている。

めて確認された。17（平成29）年7月には、中国海軍情報収集艦が小島（北海道松前町）南西のわが国領海に入域し、津軽海峡を東航して太平洋へ進出した。18（平成30）年1月には、中国海軍潜水艦と中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺のわが国接続水域を同日に航行するのを初めて確認した。さらに、同年4月には、与那国島の南約350kmの海域で、空母「遼寧」からの複数の艦載戦闘機（推定）の飛行が初めて確認された。19（令和元）年6月にも、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が、沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋に進出したことが確認された。さらに、20（令和2）年4月、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が、沖縄本島・宮古島間の海域を通過して太平洋に進出するとともに、その後、同艦隊が同月のうちに沖縄本島・宮古島間の海域を通過して東シナ海に向けて航行したことを確認した。この航行においても、太平洋上における艦載戦闘機の発着艦が確認された。このような中国海軍艦艇による沖縄本島・宮古島間の海域の通過を伴う活動を令和元（2019）年度には、12回公表している。

また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施しており、海自哨戒機などが、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、18（平成30）年から20（令和2）年3月末までの間に、計24回確認⁶し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船



東シナ海公海上において海自P-1哨戒機が確認した、「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる北朝鮮船籍タンカーと船籍不明の小型船舶（19（令和元）年12月）

船との洋上での物資の積替え（「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国と情報共有を行ったほか、これらのタンカーの関係国などに対して情報提供を行い、対外公表を実施した。

なお、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対し、米国に加え、関係国が、在日米軍嘉手納飛行場を使用して航空機による警戒監視活動⁷を行っ



動画：国連安保理決議が禁止する瀬取りへの対応状況

URL：<https://youtu.be/eCOduAxZ374>

⁶ 具体的な確認事例は、防衛省HPを参照。

⁷ これまでに、オーストラリア及びカナダが18（平成30）年4月下旬から約1か月間、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが同年9月中旬から約1か月半の間、オーストラリアが同年12月上旬から約1週間、フランスが19（平成31）年3月から約3週間、オーストラリアが19（令和元）年5月から約1か月間、カナダが同年6月上旬から約3週間、オーストラリアが同年9月上旬から約1か月間、カナダが同年10月上旬から約1か月間、ニュージーランドが同年10月中旬から約1か月間、オーストラリアが20（令和2）年2月中旬から約1か月間、在日米軍嘉手納飛行場を使用し、航空機による警戒監視活動を実施した。（20（令和2）年3月末現在）

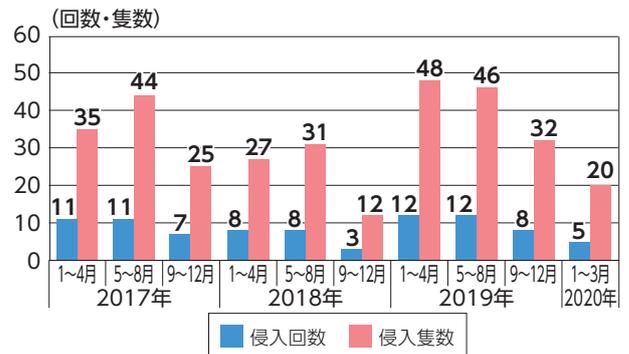
図表Ⅲ-1-1-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



ており、18（平成30）年4月以降、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスから哨戒機が派遣された。また、米海軍のほか、英国、カナダ⁸、オーストラリア及びフランスの海軍艦艇がわが国周辺海域において警戒監視活動⁹を行った。防衛省・自衛隊としても、引き続き関係国と緊密に協力を行い国連安保理決議の実効性を確保していくこととしている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-1-1（わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ）、図表Ⅲ-1-1-2（中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数）、I部2章2節2項（軍事）、I部2章3節1項（北朝鮮）

図表Ⅲ-1-1-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数



8 19（平成31）年4月28日、日加首脳会談において、トルドー首相から「瀬取り」警戒監視のためのカナダによる航空機及び艦船の派遣を2年延長するとの表明があり、安倍内閣総理大臣から謝意を表した。

9 これまでに、英国海軍艦艇（18（平成30）年5月上旬、同年5月下旬～6月上旬、同年6月中旬、同年12月中旬、19（平成31）年1月上旬、同年2月下旬～3月上旬）、カナダ海軍艦艇（18（平成30）年10月上旬及び下旬、19（令和元）年6月中旬、19（令和元）年8月下旬）、豪海軍艦艇（18（平成30）年10月上旬、19（令和元）年5月上旬、同年10月下旬）並びにフランス海軍艦艇（19（令和元）年春）が、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を実施した。（20（令和2）年3月末現在）

2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処している。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行う。

令和元（2019）年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は947回（前年度比、52回

VOICE

警戒監視にあたる固定翼哨戒機搭乗員の声

海上自衛隊第3航空隊（神奈川県厚木市）
非音響任務員 3等海曹 もとしろみず 本白水 ななみ

私は、19（平成31）年から、厚木に所在する第3航空隊で非音響任務員としてP-1に搭乗しています。

P-1で実施する任務には様々なものがありますが、その中でも日本周辺海域の警戒監視飛行は毎日実施されるものであり、私も日常的に警戒監視任務に従事しています。

警戒監視を実施するにあたって、「何もない」事ほど嬉しいことはありませんが、千変万化する海上において注目すべき事象がないというのは非常に稀なことでもあります。私の機内での主な役割はレーダーなどによる船舶の識別ですが、P-1が担当する

海域の全ての船舶を識別して異状の有無を確認するためには、小さな変化を見逃すことは許されず、飛行中は緊張を強いられることも多くあります。また、機内で搭乗員同士が協力するのはもちろんのこと、米海軍などの諸外国海軍と情報交換をする場合もあるほか、海上保安庁や水産庁などとも緊密に連携しているところです。

飛行任務を終えて着陸するときには、緊張感から解き放たれ心地よい疲労を感じるとともに、微力ながらも日本周辺海域の安定に尽力できたとの達成感が得られ、仕事のやりがいを感じます。日頃からの訓練で実力を磨き、さらに日本の役に立てることほど、今の私にとって嬉しいことはありません。



飛行前点検中の筆者

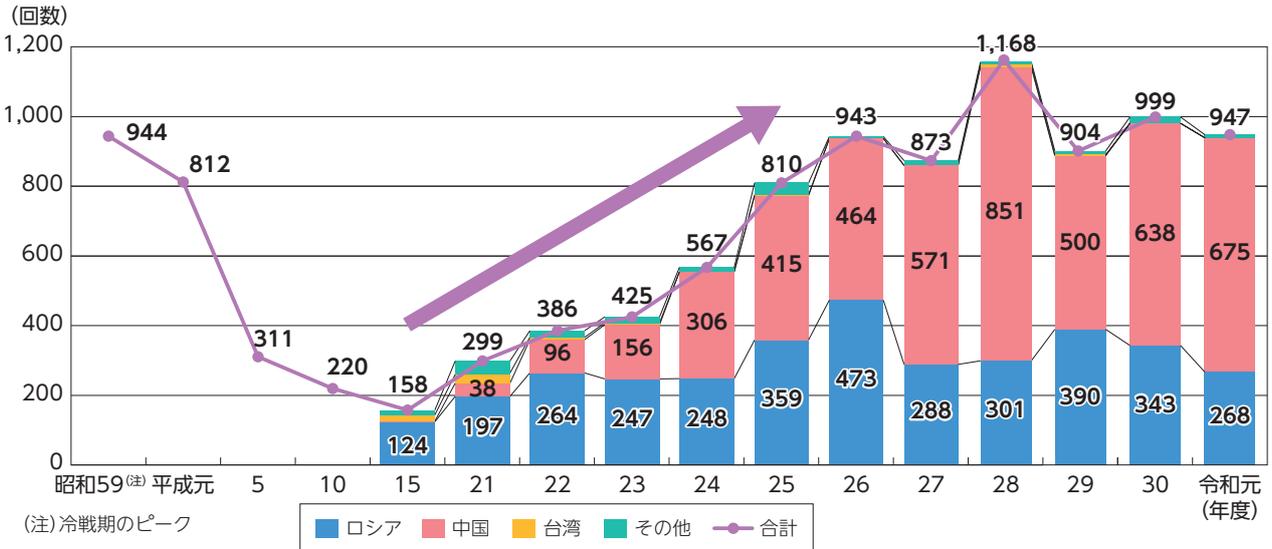


警戒監視飛行のため早朝に離陸するP-1



動画：警戒監視にあたる固定翼哨戒機
URL：<https://youtu.be/VHmHSCG5Eww>

図表Ⅲ-1-1-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



緊急発進（スクランブル）指令を受け、F-15戦闘機に駆け寄る空自パイロット



対領空侵犯措置において初確認した、ロシアSu-34戦闘爆撃機
(20(令和2)年2月)

の減)、1958(昭和33)年に対領空侵犯措置を開始して以来3番目となる回数であり、依然として高い水準で推移している。

このうち、中国機に対する緊急発進回数は前年度比37回の増加となる675回で、対象国・地域別の緊急発進回数の公表を開始した平成13(2001)年度以降2番目に高い水準にあり、中国機の活動は引き続き活発である。

また、特異な事例として、17(平成29)年5月には、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国公船の上空において、小型無人機らしき物体1機が、わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生じた。わが国は、外交ルートを通じて中国政府に抗議した。同年8月には、中国軍の爆撃機6機が東シナ海から沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋

を北東に飛行して、紀伊半島沖まで往復するという飛行が初めて確認された。同年12月には、戦闘機2機を含む計5機の航空機が対馬海峡上空を通過して、日本海に進出した¹⁰。また、18(平成30)年4月には、中国の無人機(推定)が東シナ海を飛行する事案が生じた。中国の航空戦力はわが国周辺空域における活動を拡大・活発化させており、行動を一方向的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。

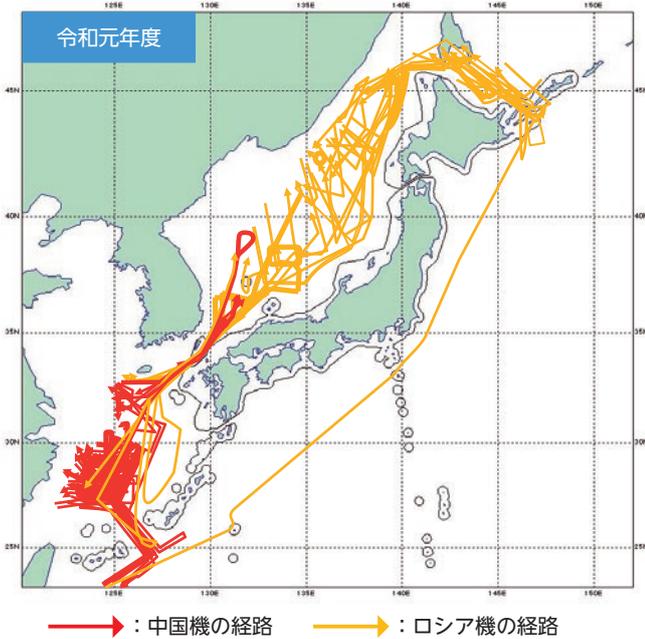
また、ロシア機に対する緊急発進回数は、前年度比75回の減少となる268回であった。

特異な事例として、19(令和元)年6月には、Tu-95長距離爆撃機2機が沖縄県南大東島の領海上空を、さらにそのうちの1機が東京都八丈島の領海上空を侵犯する事案が生じた。わが国は、

10 中国軍の戦闘機による日本海進出は、本事例が初の確認であった。

図表Ⅲ-1-1-4

緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例（イメージ）



図表Ⅲ-1-1-5

わが国及び周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）



外交ルートを通じてロシア政府に抗議した。同年7月には、中国H-6爆撃機2機及びロシアTu-95長距離爆撃機2機が、日本海から東シナ海までの長距離にわたる共同飛行を実施した。また、Tu-95長距離爆撃機の飛行を支援していたとされるロシアA-50早期警戒管制機1機が、島根県竹島の領海上空を侵犯する事案が生じた。その際、韓国の戦闘機が当該ロシア機に対し警告射撃を行った。わが国は、領空侵犯を行ったロシア政

府及びロシア機に対し警告射撃を行った韓国政府に対して外交ルートを通じて抗議した。また、20（令和2）年2月、オホーツク海上空において、Su-34戦闘爆撃機を対領空侵犯措置により初めて確認した。引き続き、ロシア機の活動は注視していく必要がある。

なお、13（平成25）年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

Q 参照 図表Ⅲ-1-1-3（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-1-4（緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例（イメージ））、図表Ⅲ-1-1-5（わが国及び周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ））、I部2章2節2項（軍事）、I部2章4節4項（わが国周辺のロシア軍）、II部5章1節3項5（領空侵犯に対する措置）

2 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水¹¹内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

Q 参照 II部5章1節3項2（海上警備行動）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04（平成16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

11 領海及び内水

解説

対領空侵犯措置について

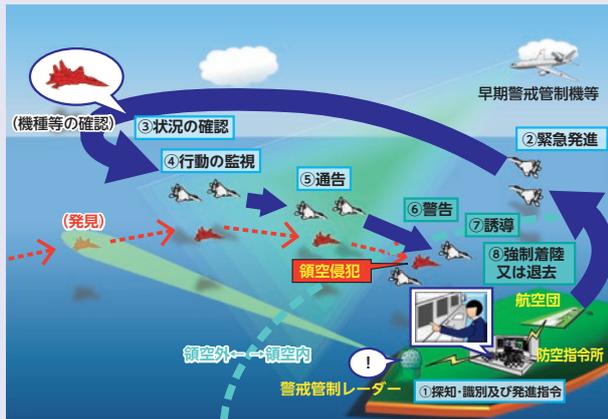
国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有しており、外国の航空機が領空を飛行する場合、領域国の許可を得る必要があります。特段の事情がないにもかかわらず領域国の許可を得ずに領空に侵入することは、「領空侵犯」と呼ばれる国際法上違法な行為です。

航空自衛隊は、24時間365日、わが国周辺の空域をレーダーによって監視し、飛行する航空機を識別しており、領空侵犯のおそれのある航空機などを発見した場合には、待機させている戦闘機を緊急発進（スクランブル）させています。緊急発進した戦闘機は、対象となる航空機の行動を監視するなどした上で、必要に応じ、わが国領空に侵入しないように通告を行い、仮に領空侵犯があった際には、領空から退去するように警告したり、最寄りの飛行場に強制着陸させることとなります。空域の監視から始

まる、この一連の任務が対領空侵犯措置です。

対領空侵犯措置を有効に実施するために、緊急発進すべきかを的確に判断する必要があります。そのために、わが国周辺を囲むような形で設定されているのが、「防空識別圏（ADIZ）」です。ADIZへの進入がレーダーによって確認された航空機について、どこの国籍か、領空侵犯のおそれがないかなどを識別して、緊急発進すべきかが判断されます。

緊急発進回数は、近年高い水準で推移しており、冷戦後最も少なかった平成16（2004）年度（141回）と比べ、令和元（2019）年度では約7倍（947回）に増加しておりますが、防衛省・自衛隊としては、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの観点から、国際法及び自衛隊法に従い、対領空侵犯措置に万全を期していく考えです。



領空侵犯に対する措置の要領（イメージ）



わが国の領空を守るF-2戦闘機

また、直近では、18（平成30）年1月に、尖閣諸島周辺のわが国接続水域を航行する潜没潜水艦を海自護衛艦などが確認した。その後、当該潜没潜水艦は、東シナ海公海上で浮上のうえ、中国国旗を掲揚して航行しているところも確認されている。これまでも他海域におけるわが国接続水域内を航行する潜没潜水艦を確認した事例¹²はあったが、

このような尖閣諸島周辺のわが国接続水域における中国海軍潜水艦による航行の確認は、本件が初めてであった。国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

動画：対領空侵犯措置
URL： <https://youtu.be/pq3GE0f38uE>

¹² 13（平成25）年5月には奄美大島の西の海域、久米島の南の海域及び南大東島の南の海域で、14（平成26）年3月には宮古島の東の海域で、16（平成28）年2月には対馬の南東の海域において、海自P-3C哨戒機などが、わが国の接続水域内を潜没航行する潜水艦を確認し、公表した。

3 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処する。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、99（平成11）年の能登半島

沖での不審船事案や01（平成13）年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊¹³の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）¹⁴の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、99（平成11）年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

¹³ 01（平成13）年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

¹⁴ 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。